

平成 27 年第 19 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 12 月 17 日（木）		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 12 月 17 日（木）午前 9 時 34 分	
	閉 会	平成 27 年 12 月 12 日（木）午前 11 時 25 分	
出席・欠席委員	出席委員	清胤祐子・河野義文・正山幸夫・池野博文・二見吉康	
	欠席委員	なし	
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏	
	生涯学習課長	佐々木昭三	
	学校教育課長	片山豊和	
	主幹	沖本直樹	
	主幹	萩原英子	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 23 号	安芸太田町図書館管理運営規則の一部改正について	可決
報告協議事項	1 生涯学習課 12 月・1 月行事予定 2 学校適正配置について 3 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告書 4 加計中学校協調学習研究会について 5 コミュニティ・スクールについて 6 連携型中高一貫校教育について		

【 議 事 録 】

日程第 1、開会
教育長)

定刻になりましたので、平成 27 年第 19 回安芸太田町教育委員会を開催いたします。
(午前 9 時 34 分開会)

本日の会議議題はお手元に配付したとおりです。この中で公開になじまないものがあれば最後に回したいと思いますが何かありますか。

(特になし)

それでは、予定どおり進めます。

日程第 2、教育長報告。

教育長)

報告・協議資料により報告をさせていただきます。

報告・協議資料 P1 により説明する。

- ① 津浪小 P T A・地域説明会 (11 月 24 日) 津浪小
- ② 加計小 P T A・地域説明会 (11 月 25 日) 川・森・文化・交流 C
- ③ 戸河内幼小・戸河内中・上殿小・こども園保護者説明会 (11 月 26 日) 戸河内中
- ④ 戸河内幼小・戸河内中・上殿保護者会からの要望書受理 (11 月 30 日)
- ⑤ 学校訴訟第 1 回口頭弁論 (12 月 1 日) 地方裁判所
- ⑥ 高知県立高知南中高等学校来訪 (12 月 2・3 日) 加計中
- ⑦ 12 月定例議会 (12 月 4 日～10 日)
- ⑧ 町議会学校適正配置調査特別委員会 (12 月 4 日) 議事堂
- ⑨ 人権フェスタ (12 月 5 日) 川・森・文化・交流 C
- ⑩ 戸河内小学校設計工事等説明会・要望書回答の懇談会 (12 月 9 日) 役場
- ⑪ 上殿小学校区適正配置一部修正説明会 (12 月 15 日) 上殿コミュニティ
- ⑫ 殿賀小 P T A 統合協議 (12 月 16 日) 殿賀
- ⑬ 加計中 P T A 一部修正等説明会 (12 月 21 日) 加計中

まず、殿賀小学校の取り扱いにつきまして、基本方針の一部修正ということになりましたので、保護者・地域へ説明ということで回らせていただきました。24 日に津浪小学校、25 日に加計小学校、26 日に戸河内幼稚園・小学校、戸河内中学校、上殿小学校、こども園戸河内の保護者の方に説明させていただきました。その後、先般報告し協議させていただきましたが、④の要望書について回答の会を持っております。これについては後程報告させていただきます。

訴訟につきまして第 1 回目の口頭弁論が 12 月 1 日に広島地方裁判所で行われました。これについては事務局から簡単に報告いただきたいと思います。

12 月の定例議会が 4 日から始まりました。教育委員会から補正予算案を上げさせていただき、当日午後特別委員会が開かれました。そこで先ほどの PTA 等への説明会について報告をさせていただきました。また 9 日には戸河内小学校の設計・工事についてスケジュール等の説

明会を持たせていただきました。

15日には上殿小学校区で一部修正の説明をさせていただきました。また16日に殿賀小学校のPTAと正式にスクールバス、統合についての協議をさせていただきました。

それから12月21日に加計中学校のPTAに一部修正の説明と体育館の工事の進捗状況についての説明をさせていただく予定にしております。

つぎの「2戸河内小学校設計工事等説明会・要望書回答の懇談会について」は事務局より後程説明してもらいます。

⑥高知県立高知南中高等学校から加計中学校と加計高校の視察に来られ授業参観等をされました。高知県から加計中学校に派遣されております英語科の大石先生の授業をご覧になりました。その学校においても今後協調学習を進めていく上で大変参考になったというご意見をいただいています。

⑨12月5日に人権フェスタを行いました。若干参加が少ないように思いましたが、内容は分かりやすく、参加者からも良かったと好評でした。

つぎに「3教職員人事」についてですが、今週月・火曜日に芸北支所から来ていただき、校長から人事異動の希望と来年度の学校運営構想についてヒヤリングがありました。来年度は統合で学校がいくつか無くなるため、町内の教職員定数が減ります。また戸河内小学校は児童が減り完全複式になります。筒賀中学校もこのままの状況では、学級数が減になるため教職員定数が減ります。町全体として非常に多くの教職員削減ということになり、人事もまた厳しいものになります。他の市町の協力をいただいて、先生方が次の職場で意欲を持ってやっていただけるような人事になるよう努めて参りたいと思います。

「4安全な学校給食の推進について」は現在全国的にノロウィルス等の流行があると聞いております。学校給食につきましても安全な食事ということで提供していきたいと思います。2学期は学校給食での異物混入が若干続きましたので、これにつきましても保健所の指導や視察調査を受け、連携を取りながら、調理場の職員の研修を徹底し再発防止に努めていきたいと思っています。

それから「5教職員の服務規律の徹底」ですが、交通事故や交通違反については常に指導しております。今日も雪が降ってスリップしたという事故報告がありました。赤信号の見落としという事案もありましたので、引き続き不祥事防止も含めて指導徹底を図っていきたいと思っています。

私からは以上です。適正配置以外でご質問はありますか。

池野委員)

先ほど話がありましたように筒賀中学校については、来年生徒数が10人余りとなると聞いています。いろいろな制約があり致し方ないこととは思いますが、できれば町費等で手厚い支援をよろしくお願いします。

教育長)

筒賀中学校への対応について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長)

教育長報告の中に記載していなかったことがございますので補足の説明をさせていただきます。

12月3日に筒賀地域の保護者代表を含めて8名の方に出席していただき、状況を確認させていただきました。といいますのは、上殿小の説明会をお願いした際に、殿賀地区が加計小学校の校区に入るということについて筒賀地域の保護者はどのように受け止めておられるのか聞きたいという要望がありましたので、その確認のための会を持たせていただきました。

教育長)

11 月までにも要望書をいただいております、特に心配しておられたのが養護教諭の配置についてです。制度上は2学級になりますので標準法から言えば、養護教諭は配置されないのですが、生徒の安全、健康保健という点では非常に大きな役割を果たすことですので、常勤の養護教諭について強い要望をいただいております。町長も十分に検討させていただきたいと回答し、その方向で予算の再考を進めてまいります。このことについては地域の皆様にも安心していただいているかと思います。

他にありませんか。では次に日程3の議事に移ります。

日程第3、議事。

教育長)

それでは、議案第23号安芸太田町立図書館管理運営規則の一部改正について事務局からお願いします。

生涯学習課長)

議案第23号を資料により読み上げる。

教育長)

ただ今の事務局からの提案に何かご質問はありませんか。

河野委員)

移動図書館もこの開館時間内で行われるということですか。何か別の規定があるのですか。

生涯教育課長)

運行規定はありませんが、毎月3日間だけ運行することになっております。

河野委員)

それはこの開館時間内の運行ですか。

生涯学習課長)

はい。毎月のいずれか1週間の火曜日と木曜日と金曜日に分けて町内を運行しております。

河野委員)

8条についてはそれを改正した時にもう少し慎重に行うべきだったと思います。

教育長)

他にありませんか。無いようですので採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案は原案通り可決されました。

続きまして日程第4 報告協議に入ります。生涯学習課から12月・1月の行事予定について報告をお願いします。

日程第4、議事。

生涯学習課長)

報告協議資料 p 2 をご覧ください。12 月 19 日 (土) 10 時から戸河内ふれあいセンターのメイプルホールで「サウンドフェスタあきおた」の開催を予定しております。主催は安芸太田町子供会連合会です。そして、年を明けまして 1 月 10 日 (日) 13 時 30 分から川・森・文化・交流センターやまびこホールで、平成 28 年安芸太田町成人式を開催する予定です。以上です。

教育長)

行事予定について何かご質問はありますか。
(質問なし)

教育長)

では次に「2 学校適正配置について」事務局から報告等をお願いします。

学校教育課長)

筒賀地域から 6 項目の要望書をいただいております。要望の 1 ～ 3 については、基本方針の一部修正と工事の日程に係る説明をしてほしいということでした。4 番目の要望は養護教諭の配置についてですが、町費負担で措置していく予定で進めています。5 番目の要望は殿賀地区から筒賀中へ弾力化で進学したい場合に筒賀のスクールバスで対応できないかということです。現時点で弾力化運用の希望は提出されていませんが、時間的には 5 分ほどでするので個別の状況を見ながら判断したいと考えております。6 番目の要望は筒賀地域にある遊休町有地を子育てがしやすい定住促進計画として明示してほしいという要望でございました。このことについては筒賀地域に限らず全町的な定住環境対策として考えており、第 2 次長期計画の中でも挙げて進めていきたいと回答しております。

それと先ほど申し上げました⑪の上殿小の説明にあたって、筒賀地域の動向が聞きたいということがありましたので、12 月 3 日に 8 名の保護者に集まっていただきました。来春の統合について西部の状況は大変厳しい状況にあると認識しておられます。東部のような統合準備委員会を開催するにしても長期化することが懸念されます。そういう中で、PTA 会長が準備委員会に入るのでは役員改選の時に人が変わるため、学校代表というポストを作って統合準備委員会に参加するほうがよいのではないかとご意見もいただいております。いずれにしても筒賀中の生徒が自信をもって学習あるいは部活にも集中できるようにと思っております。特に部活については合同練習の機会をもっと増やすために配慮をしてほしいという意見もいただいております。殿賀小の決断については筒賀地域として残念ではあるけれども、方針に逆らったというような思いは一切ないということでした。③の戸河内幼・小・中、上殿小、こども園戸河内の保護者につきましては統合までの期間が長期化していることもあり、保護者の中には途中経過がわからないという方もいらっしゃるもので、今までの経過も含めて説明をしてほしいという要望もありました。26 日の説明会には 23 名が参加されました。④の要望書については⑩にありますように 12 月 9 日役場の集会室で回答をさせていただきました。この会は保護者を対象としたものでしたが地域住民合わせて 35 名の参加がありました。

⑤の学校の訴訟に関しまして第 1 回口頭弁論がありました。町からは職員 3 名、弁護士 2 名が参加しております。原告側は、弁護士と原告の方が参加されております。原告席には 5 ～ 6 名とそれ以外にも傍聴者が数名いらっしゃいました。裁判自体は 3 分で終了しました。次回公判は 1 月 26 日に開催される予定です。

⑪ですが、12 月 15 日に上殿コミュニティセンターで一部修正の説明会をさせていただきます。参加者は 22 名でした。③⑩⑪では厳しい意見や質問をいただいております。回答できる部分については回答させていただきますが、要望については受けることが難し

いと回答させていただいているものもあります。またそれぞれの会議については会議録の提出を要望されておられます。⑫については殿賀小の PTA が統合準備委員会に参加されて初めての保護者との協議となりました。この会には 14 名の保護者の方に来ていただいております。修道・津浪につきましては細かな個別協議を 2～3 回すでに行っておりますが、殿賀は初回ということで、今までの協議内容、それからすでに固まりつつある制服の状況、PTA 会則の状況等について説明させていただきました。以上簡単ではございますが統合に関わっての説明を終わります。

教育長)

かなり多くの会議等がありましたので大変簡潔に説明していただきましたが委員の方から何か質問等がございますか。

清胤委員)

筒賀中学校につきましてはその生徒数について心配をし、これまで何度も申し上げて参りました。結局この度の状況となりまして本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいです。10 名で学校生活が成立するのでしょうか。子供たちのことが一番重要だと思うので心配です。

河野委員)

2 点ほど確認の意味で教えていただきたいと思います。

1 点は加計小学校の校舎、加計中学校の体育館の工事の進捗状況を教えてください。予定通りになっているか。特に中学校の体育館が年度内にできるのかどうか。もう 1 点は耐震工事への国の補助制度について、28 年度中に完成すれば補助の対象になると聞いていましたが、今の状況で西部地域の統合の話がもし進まない時に、耐震対策の補助がどうなるのか伺いたいと思います。

教育長)

加計小・中の校舎等の工事の進捗状況、そして、28 年度以降の耐震等に係る国の補助の見込み、国の考えが分かれば事務局からお願いします。

学校教育課長)

まず、加計小校舎の工事について 10 月末では若干の遅れが見られたものの予定通り進行しております。すでに瓦が載っており、建具やサッシ等いろいろな内部の造作が始まっておりますが、秋口ぐらいから大工さんの人夫不足が生じております。これにつきましては中学校の体育館工事においても、別の会社ですが、その状況が段々目立ち始めたということを聞いております。加計小学校については当初の予定では 1 月末に本校舎は完成し、引っ越しの後に解体としておりましたが、完成が 2 月中下旬に伸びそうだという話を聞いております。

中学校の体育館については棟上げ以降、突貫的に作業していただいておりますが先ほどの人夫の状況と合わせて、11 月に入り雨が多く、雨に対する養生や、作業的にも屋根作業に入りますので雨の時には安全も含めて上がれない状況から遅延が発生しているということを聞いております。保護者には卒業式にできるだけ間に合わせると説明しておりますが、現在の状況では大変厳しいということです。21 日の保護者説明会で報告するとともに保護者あてに通知を出させていただくことにしております。

続きまして耐震化法に係る 27 年度末に終了する特例加算分の状況について説明します。筒賀小の耐震化補強工事については順調に進行しており、年度内に完了する予定です。戸河内小校舎の建替、体育館の耐震補強については 11 月 20 日に設計事務所と契約を締結させていただき、今後の調整をしているところです。特に校舎部分については 27 年度に着工するという条

件で、2ヵ年で約2億円の補助金になっております。また27年度につきましては文部科学省の本省繰り越しという扱いで26年度の繰り越し部分として充当されていることから、先ほど申したように27年度内に着手しないと補助は難しいということです。加えて28年度以降は、長寿命化等の事業申請が増える見込みです。もし今回の補助を流してしまうと、28年度に新規で申請し直すことになり、その場合は採択率が非常に下がります。また2000億円余りあった文科省のいろいろな耐震も含めた事業費が、通常ベースの一般会計分のみに減ります。復興特別会計については東北の耐震化に限定されるということですので、広島県の耐震化に絡む配分はないということを8月に断言されていますので、非常に厳しくなるということです。

河野委員)

今後の進捗状況については、できるだけ報告をお願いしたいと思います。それから今の補助金については、計画通り進まなければ大変厳しい財政負担になるということです。町民の皆さんにも理解していただければと思います。

教育長)

他にございませんか。無いようでしたら、適正配置については以上で終わります。

次に報告協議3、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告書について事務局からお願いします。

教育次長)

別添資料1をご覧ください。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告書についてご説明いたします。

この報告書の趣旨でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに公表しなければならないこととされています。その点検評価の方法ですが各事業等について内部での評価を行い、その後社会教育委員会議に諮り、議会への提出、ホームページで公表ということにしております。

(以下具体的な評価について、資料により説明)

学校教育課長)

学校教育に関する評価を資料により説明する。

生涯学習課長)

生涯学習に関する評価を資料により説明する。

教育長)

評価について何かございますか。

先ほどのALTの件ですが、先日、高知南中・高等学校から視察に来られた際、高知から研修で加計中へ来ておられる先生が1年生の英語の授業をされました。1年生の英語の授業を9割方英語で行っていました。話していて通じなかったらちょっと日本語を入れる。ところが中高一貫校の先生が「うちの学校でこれをやったら、『先生、日本語でやって』というだろう」と言われました。でも加計中の子はわからないところもあるだろうが、ずっと英語でそれを耐えてやるのです。それを感心しておられました。別の英語の小笠原先生も授業はほとんど英語でやる。ALTはもちろん全部英語です。生徒たちはどれくらいわかっているのかと思いますけれども、うなずいたりしながら聞いているわけです。

清胤委員)

耳が慣れているということでしょうね。

教育長)

そういう点では、力はかなりあると思います。英語で説明しなさいというのも、英語にはなっていないのですが、身振り手振りで、必死でやります。ペラペラしゃべれるとは言いませんが、英語を使おうという意欲はすごく見えました。高知から視察に来られた先生がそう言われるわけですから、力がついているのかなと思いました。ALT の効果はあると思いますね。保育祭りでは英語劇をやっていました。全員同じ言葉なのですが、「What is your name?」と聞かれて「My name is～」と答える。それをそれぞれ8人が答える。それだけなのですが、ちゃんと「Thank you!」なども言っているわけです。

河野委員)

ALT については他の市町はどうなのですか。だいたい同じような状況なのですか。それとも安芸太田が特別な状況なのですか。

教育次長)

うちの規模で2人体制は珍しいと思います。

河野委員)

では特別なことなのですか。

教育長)

はい。ただ財力のある市町ではALTを中学校の数だけ配置して、中学校区の小学校へ行かせるということはありません。

河野委員)

最近幼稚園・保育所でもまた小学校でも、英語は私が思っている以上にしっかり取り入れていますし、そのおかげもあると思います。

教育長)

私は海田町を見たのですが、ここは中学校2校に一人ずつALTがいて、小学校についてはJLT（日本人の英語が喋れる人）で補っています。外国人のネイティブ一人が2校でやっているというところもありますし、JLTで本当に近所の人を雇っているところもあります。本町のように、幼稚園まで出かけ、また小学校の5・6年生すべての授業をALTでやっているのは珍しいと思います。

池野委員)

放課後子供教室の統合後のことはどうなりますか。

教育長)

学校教育課長から、協議の内容を決定事項ではありませんが少し報告してください。

学校教育課長)

放課後子供教室は、帰りのスクールバスの便と密接に関係するので保護者からアンケートをとっております。その中でも加計で受けない、修道で受けない、それから平日あるいは長期休

業で別の希望を持っておられる方もいらっしゃいます。修道地域の要望としてはプールのこと
もあって、長期休業については修道で希望されており、教育委員会としては修道活性化センタ
ーでの実施を考えております。平日については中学生の兄弟がいることあるのでしょうか、
加計で受けさせたいという希望が多くあります。中学校の帰り便は 18 時ごろバスが出ますの
で、加計小を経由して乗って帰れます。本来、放課後子供教室は保護者の迎えということにな
っていますが、加計を希望されれば乗って帰る便があると説明させていただいております。津
浪も同様になりますが、長期休業のみ開催で、平日については、すぐに帰宅させたいという希
望が多いです。長期休業についても地元での実施を要望されています。あまりに極少数、例
えば 1 人 2 人が、地域で放課後をしてほしいという場合には難しいという添え書きはしており
ます。地域の方にご協力いただかないと指導員の体制が難しく、加計小学校区においても建て
替えた後の教室が広がるので今の 2 人体制よりも増員しなければならず、津浪で別にといい
よりも、加計小で一緒に見ていただくほうが運用上は望ましいと思っております。

河野委員)

加計小学校が完成したら、放課後子供教室は加計小の中へまた戻るとのことですか。

学校教育課長)

はい。多目的室を使う予定です。

河野委員)

わかりました。

教育長)

評価について他にはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、いただいた意見をもとに最終的には評価並びに方向性ということで、議会に提出
していただき、ホームページで公表するということによろしいでしょうか。

各教育委員)

はい。

教育長)

ありがとうございました。それでは次に 4 加計中学校協調学習研究会について事務局より説
明してください。

萩原主幹)

資料をご覧ください。

1 月 20 日水曜日の午後、加計中学校において協調学習の研究会第 2 回目を行います。この
案内を県内のすべての市町、新しい学びプロジェクトの関係市町、また県教委の義務教育指導
課等にも送付しております。6 月にも行いましたが、今回は国語科と理科の 2 つの授業公開を
するように準備をしています。指導助言者として西部教育事務所芸北支所の亀岡指導主事にお
願いしております。また東京大学の杉山特任助教に来ていただき全体的な指導助言をしていた
だきます。町内の研修会も兼ねており、ほぼ全職員が参加をすることにしています。今回は知
識構成型ジグソー法の体験もできるようになっており、初めて協調学習に触れられる県内の他
の地域の方にも来ていただきやすいのではないかと考えております。今まで申込みのなかった
市町や、比治山大学からも申込みをいただいておりますので、関心をもっていただいているの
ではないかと思えます。教育委員の皆様も、もしお時間があるようでしたらぜひ授業を見てい

ただき、ジグソー法の体験もしていただければと思います。

教育長)

何かご質問はありませんか。

清胤委員)

パイロット教員というのはどのような方ですか。

萩原主幹)

今年度より広島県では、広島版「学びの変革」アクションプランというものに取り組んでおります。県全体で主体的な学びを学校の中でどのように進めていくかということについて研究をしております。各市町においてパイロット校を1校指定し、その学校に1名をパイロット教員として加配措置しています。この教員は1年間県教委の主催する研修を受けながら、力量を高めてきております。本町では加計中学校がパイロット校の指定を受け、今回授業をする国語科の山本教諭がパイロット教員として研修を受けています。その研修の成果を含めて今回授業提案を行います。

教育長)

よろしいですか。では続きまして、コミュニティ・スクールについて説明をしてください。

沖本主幹)

前日も資料をお配りしたところですが、コミュニティ・スクールについてのQ&Aと、それから北広島町の豊平小中学校が指定を受けておりますが、その設置規則を資料としてお配りしております。このコミュニティ・スクールは社会が大きく変化する中で、社会総がかりで教育を実現していく必要があるということで文科省が全国に広げようとしているものです。とはいってもかなり県や市町教育委員会によって差があります。山口県のようにほぼ全市町でやっているところもあります。京都市、岡山市では市をあげて実施しています。広島県においては4市町で9校が指定を受けているところです。来年度4小学校が統合していくということで地域的にもかなり広がります。また、これまではそれぞれの学校に学校評議員、それから学校評価委員を委嘱して参りました。そういった地域の方に、この学校運営委員会へ参加していただき、学校運営について一緒に考えていただきたいということで、来年4月から加計小学校のコミュニティ・スクールの指定についてご提案をさせていただきます。この学校運営協議会というのは学校運営について校長から説明を受け、それを承認するということになりますが、学校運営の責任者はあくまでも校長でございますので、この運営委員会が校長に代わって、学校運営の決定をしたり行ったりするというものではございません。きちんと制度的に位置づけた上で、ご意見をいただくという形になっております。

6ページをご覧ください。これは北広島町のものですが、第6条のところを見ていただきますと、協議会の委員は10名以内となっております。現在、修道小3名、加計小3名、津浪小と殿賀小が2名ずつということで学校評議員がちょうど10名おられます。委員の選出・任命にあたっては校長と相談しながら教育委員会が任命をしていく形になりますけれども学校の運営について一緒に考えてくださるような委員を選任し、この協議会を運営していきたいと考えております。指定の期間は北広島町では3年としておられます。そして再指定をすることができるという形にしておられて、開催回数は年に4回、基本的には各学期に1回と次年度の運営について協議をするような会を含めて北広島町では4回されているとのことでした。これまでも学校評議員には報償費を出しておりますが、この学校運営委員会についても来年度同様に予算措置が必要になろうかと思っております。制度的には教育委員会規則の中でこのような学校運営

委員会の規則を定めますので北広島町のものを参考にしながら今後加計小学校で進めていこうということになれば次回以降このような安芸太田町の規則改正についてご提案させていただこうと考えております。

教育長)

ただこれについては全国的に見ても、広島県の4市町は決して多い方ではありません。山口県では全市町で実施し、全くないというのが福井県と石川県と青森県というように非常にまだ分かれている状況です。全国で3000の学校を今後指定するとのことですが、まだ半数を少し超えたぐらいです。目標値に対して6割程度しかできていない。引っかかるのは人事について意見を具申するというのがありまして、ここを非常に危惧している。特に校長が危惧しているということがあります。今、文科省の中で促進していくために議論しておられまして、私たち全国市町村教育長会議からも代表を送り込んで、より理想的なあり方について議論しています。学校に対して物申すとか承認するという性格のものより、むしろ支援という意味合いを強くしていくという意見が強くなってきていると思います。若干今後はここにあるような内容が少し変化してくると思います。

例えば担当が言いましたように加計小で取り入れることにすれば、今年度内にまたご相談させていただきたいと思います。これは他県の例ですが、一度に6校の小学校をまとめてしまったためにその小学校が今、それぞれ6地域の個別の意見が出てまとめきれず、なんとかコミュニティ・スクールでまとめていきたいという話も聞いております。これからも情報を取りながらやっていきたいと思っております。うちも大変広いエリアの小学校になりますから、また相談をさせていただきたいと思います。何かこの件でご質問等がありますか。

清胤委員)

学校評議員制度と重複するように思うのですが、それはコミュニティ・スクールになればなくなるわけですね。

沖本主幹)

はい、こちらの会の中でやっていくようになると思います。

教育長)

運営委員会の中で、その評議員がやっていた役割も果たすということです。あるいは支援本部としての役割を果たすとも言えますね。別仕立てはいらないということです。

沖本主幹)

今までも学校評議員に校長から意見を求めるということもありましたので、そういうことは今後も続いていくということです。

河野委員)

今、評議員と学校評価委員とがありますが、助言する方と評価する方があるわけですが、目的とすれば同じ人がなっているのかと思うところもあります。

沖本主幹)

法律では、学校教育法施行規則49条で学校評議員の設置が定められています。これにより学校に学校評議員を設置することができる、学校評議委員は校長の求めに応じ学校運営に関して意見を述べる可以与あります。学校評議委員は当該小学校の職員以外の者で、学校運営に関する理解及び識見を有するものから校長の推薦により設置者が委嘱するというもの

です。

学校評価については、同じく施行規則の 66 条に学校運営の自己評価及び結果公表義務ということで書かれております。小学校は当該小学校の教育活動及び学校運営の状況について自ら評価を行いその結果を公表するものとする。前項の評価を行うに当たって、小学校はその実情に応じ、適切な項目を設定して評価を行うものとする。次の 67 条に保護者等による学校評価ということで、小学校は保護者等の当該小学校の関係者による評価を行い、その評価結果を公表するように努めることとするということです。基本的には学校評価を行うということ、その際に保護者、学校の関係者による評価を行うよう努めることとなっておりますのでやらなければならない義務は学校自らがやらなければならない。その際に、学校だけではなく保護者、その関係者の評価を行うよう努めることとなっており、その評価については設置者に報告する義務があると書かれています。ですから評価と助言を行う者が同じでよいかということについてはご指摘があらうかと思いますが、学校だけで評価を行うのではなくて関係者の方の評価をきちんと行った上でこの評価を行うようにと条文ではなっております。

河野委員)

今、評議員というのが 10 名と決まっておりますが、評価委員は相当多いですね。PTA 会長が入っていたりしますよね。そのあたりは大丈夫なのでしょう。

沖本主幹)

評価委員の数で言いますと、修道小が 4 人、加計小が 4 人、津浪小 3 人、殿賀小 3 人ということですので、評議員さんよりは 1 名ずつ多いです。

河野委員)

単純に評議員・評価委員だから協議会委員に入れたというのでは人数が合わなくなりますよね。充て職というより、こういう人を入れたということにしないといけないということですね。

沖本主幹)

北広島町の例で言いますと、条文の 6 条に次に掲げるものからとありますので、そういう方の中から委員さんは任命するということになります。

教育長)

コミュニティ・スクールについては毎月少しずつやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて連携型中高一貫校について事務局から説明してください。

沖本主幹)

8 ページをご覧ください。

来年 4 月から県教委が進めております連携型中高一貫校を加計高校と町内の 3 中学校で指定をしていただき進めていきたいと考えています。お手元の資料は安芸太田町でこのような連携型の中高一貫教育をしたいと考えている内容でございます。9 ページは来年 1 月 8 日に県の教育委員会会議が行われます際に、諮っていただくために作成したものです。今後のスケジュールですが、県立高校ですので、県教育委員会で中高一貫教育を進める指定をしていくため、県の学則を変更することになります。安芸太田町においても教育委員会規則を変更しまして中高一貫の規則を定めていくことになります。現在、中学校は 3 校ありますので、その 3 校と県立高校 1 校、3 対 1 の連携になりますが高校の方へ加配教員が付く予定です。現在、高校は数学で加配教員を希望されておりますので高校から数学の教員が中学校へ授業をしに行かせてい

ただ、中学校へは加配や予算措置がないため、現状の職員の中から高校の授業と一緒に参加することになります。中学校の教員が高校で一人だけで授業するということはありません。そういう形で考えております。加計中学校からは音楽、筒賀と戸河内からは数学がいいのではないだろうかと考えているところです。加計中学校音楽といいましたのは、加計中の音楽の教員が加計小学校へも兼務で行かせてもらっております。そうすると小中高というところで12年間連携の要になることができると考えています。加計中では合唱を取り組んでおりますので、それが中学校で終わってしまうのではなくて、高等学校へ行ってもその合唱の指導ができると考えています。筒賀中学校については数学の教員が筒賀小学校へ行かせてもらっています。数学で小・中・高12年間の中で、連携ができればと考えています。戸河内中学校については、市町の挑戦加配ということで現在、数学の教員が2名おりますが、戸河内小学校へ兼務ではありませんが、小中連携も進めております。算数・数学というところで小中高をつないでいければと考えています。これらの教科の連携で柱として考えているのが協調学習です。また英検等の検定についても高校生は高いレベルで取り組んでおりますので、そちらへ中学生も一緒に参加していく形でより高い目標を持って取り組んでいけるようなことを考えております。総合的な学習の時間、キャリア教育については中高の連携をこれまで以上に考えていきたいと思います。学校行事では文化祭での交流、クラブ活動では野球部、バレー部での交流をぜひ中学校と合同練習という形で進めたいと思います。射撃部については中学校にありませんので中学校として射撃の練習は難しいとは思いますが、県のジュニア競技大会も行われておりますので、そういった大会に参加するという形で進めていければと思います。地域連携についてはこれまでも高校と一緒に加計中学校では合同で清掃活動をしたり、月ヶ瀬音楽祭も一緒に参加したりしていますので、これまでのように合同でボランティア活動等を行っていきたいと考えています。県教委では教育長までは承諾をいただいております。今後は教育委員会議にかけて承認がされ加計高校の指定となります。町内の中学校へは校長を通じて職員まで伝えてあります。小学校へは校長会で話をしたところです。

教育長)

備考欄について説明できますか。

沖本主幹)

連携型の中高一貫校になりますと、現在は選抜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで行うシステムになっておりますが、それとは別枠で中高一貫の制度で入試が行われます。ここに29年度入試からとありますが、この3月の入試には制度的に間に合いませんので、もう1年先送りになりますが、町内3中学校から加計高校へ選抜試験を受ける場合には、別枠で受けられるということです。加計高校にとっても地元の中学校からたくさん生徒に進学してもらえるとということで、高校としてもメリットがあります。

教育長)

ということでそういう見通しが立ってきたということですが、何かご質問等がありましたらお願いします。

河野委員)

今、統合問題が現在のような状況ですが、このような形で申請することになるのでしょうか。

沖本主幹)

県へはこのような形で話をしておりますが、今後統合という予定があること、また統合が早く進めば2中学校ですが、現状ではそのことについて何年度とはっきり県へ伝えられない状況

の中で現在は3校としております。将来的には2校という話はしております。

清胤委員)

将来的な希望という点で、今、統合が行き詰った状態で良い話だと確かに思います。ただ、今まで小・中・高等学校と教育が分かれていたのは身体的情緒的な発育状況という点で意味があったと思うので、中学校1年生の段階から無理に一貫というカリキュラムに重きを置かず、2, 3年生になってから一貫校としてのカリキュラムを立てていただければ嬉しいと思います。また連携型というのがあります。本当の一貫教育というのではなくて、町外の高校を選ぶ自由というのも与えられるべきだと思いますのでそこもご配慮いただきますようお願いいたします。

教育長)

他にご意見はありませんか。

2月の会議で決まれば、その時点で記者発表になると思います。

それでは連携型中高一貫教育については終わります。

沖本主幹)

次回の会議日程の調整をお願いします。

(日程を協議する。)

教育長)

では、次回は1月13日9時30分開会を予定します。

本日の平成27年第19回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前11時25分 閉会)